（第6-8号）

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和3年7月29日

紀美野町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第７条第１項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				東野	無	令和元年度 ～ 令和5年度	
○				大角	無	令和元年度 ～ 令和5年度	
○				毛原下の一部	無	令和元年度 ～ 令和5年度	
○				梅本	無	令和2年度 ～ 令和6年度	

※1号事業：多面的機能支払交付金　2号事業：中山間地域等直接支払交付金